

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(衛生課)

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則(農蚕園芸課)

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林務課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県理容師法施行細則の一部改正(第一条関係)
- 理容師試験の実施に関する規定を削除することとした。

- 二 鳥取県美容師法施行細則の一部改正(第二条関係)
- 美容師試験の実施に関する規定を削除することとした。
- 三 施行期日

この規則は、平成二年八月一日から施行することとした。

◇主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

- 一 指定原種ほ又は指定原原種ほの指定並びには場審査及び生産物審査については、指定種子生産ほ場に係る方法によって行うものとする。 (第二条、第四条、様式関係)
- 二 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 林業生産高度化資金の技術導入資金の貸付対象に次の資金を加えることとした。

資金の種類	貸付限度額	償還期間
作業道開設用機械 で知事が定める基準に適合するものを購入するに必要な資金	一台につき六百万円	五年以内

- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 一 証紙による収入の方法により徴収する歳入から理容師試験及び美容師試験の受験手数料を除くこととした。
- 二 この規則は、平成二年八月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第4号から様式第6号まで 削除

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県美容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第4号から様式第6号まで 削除

附 則

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農作物種子法施行細則(昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(指定種子生産ほ場

等の指定)」を付し、同条第一項中「法第三条第一項」の下に「又は第六条の二第二項」を加え、「指定種子生産ほ場」を「指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原種ほ」に、「別記第一号様式」を「様式第一号」に改め、同条第三項中「受けたもの」を「受けた者」に、「別記第二号様式」を「様式第二号」に、「ほ場」を「ほ場等」に改める。

第三条に見出しとして「(審査の請求)」を付し、同条中「法第四条」の下に「(法第六条の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条を次のように改める。
(審査の実施方法)

第四条 法第四条の規定による審査は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる時期において、ほ場審査にあつては変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入程度、病害虫及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況につき、生産物審査にあつては発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度につき別に定める審査の基準及び方法により行う。

区分	審査時期	
	ほ場審査	生産物審査
麦類	出穂期 糊熟期	毎年七月一日から八月末日まで
稲	第一期 第二期 出穂期 糊熟期	毎年十一月一日から十二月末日まで

様式第1号 (第2条関係)

第 号

指定種子生産ほ場 (指定原種ほ・指定原原種ほ) 指定書

住所

氏名又は名称

主要農作物種子法第3条第1項 (第6条の2第2項) の規定により、

年度指定種子生産ほ場 (指定原種ほ・指定原原種ほ) として下記のとおり指定する。

年 月 日

職 氏 名 印

記

所在地	
ほ場の面積	
生産しようとする主要農作物の種子の種類名	
生産しようとする主要農作物の種子の品種名	

大豆

開花期

成熟期

毎年十一月一日から十二月末日まで

第五条中「別記第三号様式」を「様式第三号」に改める。
別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

様式第2号(第2条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

職 氏 名

上記の者は、主要農作物種子法第4条第4項(第6条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定によりは場審査又は生産物審査を行う者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏面)

主要農作物種子法(抜すい)

(審査)

第4条 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する指定種子生産ほ場については場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査(以下本条において「審査」という。)は、指定種子生産者の請求によって

←15センチメートル→

↑20センチメートル

県指定種子生産ほ場(原種ほ・原原種ほ)

一 品 種

二 面 積

三 播 種 (移 植) 年 月 日

四 生 産 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

↑1.5メートル

鳥取県規則第三十五号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年七月三十一日

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行う。

- 4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術吏員に、審査をさせなければならない。
 - 5 審査の基準及び方法は、都道府県が農林水産大臣の承認を受けて定める。
 - 6 第4項の規定により、審査を行う当該技術吏員は、その身分を示す、証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- (原種及び原原種の生産)
- 第6条の2 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。
 - 3 第3条〔ほ場の指定〕第2項の規定は前項の指定について、第4条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の4の項資金の種類欄中「小径木搬出用」との下に「

作業道開設用機械」を加え、同項貸付限度額の欄中

「小径木搬出用」とい 設置する場合にあつて は、一セット（延長一 〇〇メートル分）につ き百十万円

「小径木搬出用」とい 設置する場合にあつて は、一セット（延長一 〇〇メートル分）につ き百十万円	作業道開設用機械で 知事が定める基準に適 合するものを購入する 場合にあつては、一台 につき六百万円
---	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中(17)を削り、(18)を(17)とし、(19)を削り、(20)を(18)とし、(21)から(22)までを二ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二年八月一日から施行する。